

入札保証金の取り扱いについて

- 1 入札保証金（見積もった契約金額の100分の5以上）を納付する場合（島根県会計規則第61条）

入札日当日に納付すること。時間等について、人権啓発推進センターから別途通知する。

納付完了後、納付書（領収証書）を入札場所に持参し、入札書投函前に提出すること。

- 2 納付の免除を受ける場合

- (1) 入札保証保険契約による場合（島根県会計規則第61条の2第1号）

この入札について、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を入札書投函前に提出すること。

- (2) この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去2年間に国・地方公共団体と2回以上締結し、誠実に履行した者の場合（島根県会計規則第61条の2第2号）

納入実績を証明する書類として「契約書（写）」等を提出すること。

この場合、審査を行い免除の適否を決定・通知するが、審査に日時を要するため、令和8年5月7日（木）午後5時までに書類を提出すること。

提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県東庁舎1階
島根県環境生活部人権同和対策課人権啓発推進センター（担当：影山）

TEL 0852-22-6476

*上記1又は2（1）の場合、納付額あるいは保険金額から逆算して、限度となる額を超える金額の入札は、無効となるので注意すること。